

坂本茂雄 県政かわら版

2016年
晩秋号
NO.52

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会 県民の会
TEL 088-823-9956

9月補正予算 「幕末維新博」 「食品・機械製品の輸出促進」 など

観光振興、地産外商に向けた展開対応



9月定例会において質問する坂本議員

補正予算案には、来年3月から始まる「志国高知幕末維新博」に向けたガイドブックの制作費や周遊観光バスの運行費用などの3億2000万円余り、また、大型客船の寄港が増えている高知新港に出入国管理や検疫などを行うターミナルを新たに整備する費用約3500万円が計上されています。

また、国の経済対策に応じた公共事業の追加補正予算（8の字関連事業、「三重防護」など河川・海岸の地震・津波対策）は、48億円にのぼっています。

意見書審議に県民の意見は反映されたのか

自民党、公明党、新風くろしおの会、まほろばの会によって提出された「地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」議案に対しては、県民の会から、「年金制度の見直し、議員のなり手確保につながるものでもなく、公費投入も増加させることにつながり、県民目線で考えたとき望ましいものではない」として反対討論も行いましたが、県民の会、共産党以外の会派の賛成で可決されました。

一方、共産党、県民の会で共同提出した「臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める意見書」議案は、提出会派以外の議員の反対で否決されました。

9月定例会県議会は、9月28日開会し、一般会計の総額で65億7900万円余りの補正予算案や、龍馬記念館新館増築及び既存館改修主体工事請負契約の締結に関する議案など執行部提出13議案を全会一致で可決し、参議院選挙の合区の解消を求める意見書議案など議員提出8議案を全会一致または賛成多数で可決し、10月19日に閉会しました。

坂本強化・加速化 南海トラフ地震対策

三重防護による浦戸湾の地震・津波対策

TPP協定は、高知県産業振興計画の行く末への危惧だけではなく、この国の主権侵害・あり方までもが懸念される課題です。

【事業の目的】南海トラフ巨大地震・津波に備えるため、高知港海岸においては、三重防護の方針により海岸保全施設を整備することで、地域の安全・安心を守る。

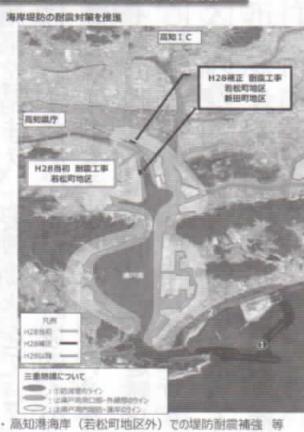
【対策方針】高知市の中心部は浦戸湾奥部に位置するという地理的特性を踏まえ、第1ライン・第1線防波堤、第2ライン・湾口地区津波防波堤、外縁部堤防等、第3ライン・浦戸湾地区内部護岸等の3ラインでの対策による「三重防護」による対策を進める。

①津波に対しては堤内地の浸水を防護し、②津波に対しては浸水範囲及び浸水深を減少させるとともに、浸水するまでの時間を遅らせる。

【整備の概要】

・事業期間：平成28年度～43年度
・総事業費：600億円（うち、国直轄事業は350億円）

浦戸湾の地震・津波対策（9億円）



・高知港海岸（若松町地区外）での堤防耐震補強等

県民の民意を反映する県政施策を最優先に

南海トラフ地震対策に臨む 姿勢の優先度について

【坂本議員】 南海トラフ地震対策を県政施策の中で、最も優先する施策として取り組み、公助で備えることは当然だが、自助・共助を高めるためにも、県民から発信される災害対策の提言について本気で支援し、提言を尊重すべきだと考えるがどうか聞く。

【知事】 南海トラフ地震による被害を最小限に止めるためには、自助共



熊本県益城町での家屋倒壊状況 (8.20撮影)

助の取り組みが重要であるとともに、県や市町村が行う公助の取り組みも重要であることは言うまでもない。今後も、県民の御意見に対しては、謙虚に耳を傾けながら市町村と協働して、しっかりと対応していく。

南海トラフ地震対策は、焦眉の急であり、最重要課題としてしっかりと取り組んでいきたい。

地域の声はまさにそういう実践的な課題で、これを踏まえての声をしっかりと生かしていくように対応したい。

木造家屋耐震化は現状で良いのか

【坂本議員】 熊本地震の木造家屋の倒壊状況を見た時、従前の耐震診断および耐震改修工事で十分なのか聞く。

【土木部長】 国が設置した熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書が9月30日に公表されたが、この報告書によると、接合部等の仕様が明確化された現行耐震基準による木造建築物の倒壊率は低く、今回の地震に対する倒壊防止に有効であったと認められると報告さ

れている。

現在の耐震診断及び耐震改修工事はこの基準に沿ったものであることから、これまで実施してきた耐震改修工事も引き続き有効と考えている。今後も、熊本地震の分析結果を踏まえた国の動向を、引き続き注視していく。

長期浸水対策検討の加速化を

【坂本議員】 高知市の地域津波避難計画の見直しや津波避難ビルに避難した方々の迅速救助・救出態勢の検討の結果を早期に出す必要があると考えるが、その決意を聞く。

【知事】 高知市の長期浸水区域には、約6万人の方が取り残されると想定、本年6月には、長期浸水区域の住民が、地震が発生した場合にどこに避難するのかなど、避難行動の傾向を把握するため、高知市が、アンケート調査を実施したところ。その調査結果をもとに、現在の状況で確実に避難ができるか、津波避難ビルで収容人数が足りているのかなどを検証するためのシミュレーションを今年度内に実施する。

来年度には、このシミュレーション結果を踏まえ、要救助者をできるだけ減らすために、浸水区域外への避難を優先すべき地域の設定や、それぞれの地区で具体的にどの避難ビルに避難すべきかの検討、また、浸水区域内の避難ビルに避難された方々の迅速な救助・救出体制の構築を検討する。

憲法に緊急事態条項の創設は必要ではない

【坂本議員】 知事は、緊急事態条項について、「大規模災害時に制限できる人権やその期間の制限を憲法に限定列挙して規定することを検討すべきではないか」との答弁をしているが、自民党改憲草案第98条、99条はその考えに沿う内容であると考えているか聞く。

【知事】 これまで答弁してきたことを自民党の草案と照らし合わせた場合、国会議員の任期や選挙期日の特例、さらには緊急時に法律制定や補正予算の決定と同等の効果を有する権限を政府に付与するための根拠となる規定については、方向性は同じだと思われる。

一方、大規模災害時に制限できる人権やその期間の制限を限定的に列挙して規定することについては、自

民党草案には見受けられない。他方、基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならないと定められており、人権の制限を限定すべきという点は同じであると認識。

憲法における緊急事態条項については、国会において政党間で建設的に議論して頂きたいと思っており、国民的な議論の高まりにも期待をする。

原子力災害避難等実施計画に実効性はあるのか

【坂本議員】 実効性のある原子力災害避難等実施計画が確立していない段階で、本来原子力発電所の再稼働は認めるべきではないし、避難計画がなければ動かせない原子力発電は廃止すべきであると考えているが、聞く。

【知事】 万が一の事故に備えて策定した原子力災害避難等実施計画は、あくまで、バージョン1ではあるが、南海トラフ地震による複合災害も想定した上で、道路啓開計画を踏まえて、複数の避難ルートを設定するなど、相当実効性のあるものと考えている。

本県としては、原発に依存しない社会を目指して、原発への依存度を徐々に減らしていくべきだと考えるが、伊方発電所の再稼働は、安全対策は万全であることを前提に、県民の生活や経済活動に不可欠な電力の

安定供給を図る観点から、現時点ではやむを得ないと考えている。

公共交通のバリアフリー化の推進について

【坂本議員】 公共交通利用困難者への対応や現在の県内路線のバス車両および鉄道車両のバリアフリー化の推進状況や対応について聞く。

【中山間対策・運輸担当理事】 県内の全ての路線バス事業者における低床型車両の導入率は、平成26年度末では22.7%。とさでん交通は、本年6月末時点では36.4%。とさでん交通は、今後も年間5両を目標に低床型車両を導入していく計画であると聞く。

一方、鉄道車両における車いす対応は、普通列車の車両では、土佐くろしお鉄道で、運行している19両全てが、JR四国は、県内で運行して



車いすでの乗降には低床型車両と利用者目線のサービスが求められる

いる66両のうち、約45%が乗車可能。また、土讃線及び中村宿毛線を走行する特急車両は、現状では限られた便しか車いす対応となっていないが、平成32年度に全ての車両をバリアフリー化に対応した新型車両に更新することが計画されている。

公共交通のバリアフリー化については、より多くの方々が利用しやすい公共交通の実現のためにも今後もしっかりと推進して行く必要があると考え、県としては、国の補助制度等も活用しながら事業者が行うバリアフリー化の取り組みに対し、積極的に協力や支援を行っていく。

【副知事】 車両のバリアフリー化が進められたとしても、公共交通の利用困難者の目線に立った対応が必要であり、事業者と連携がとれるようにしていきたい。

フードバンク事業とこども食堂への支援の強化を

【坂本議員】 フードバンク事業を継続するには、配布に係るコストや、大量に届く食品などの保管に対応できる人材も確保しながらの機能強化への支援こそ必要ではないか聞く。

【地域福祉部長】 県では、フードバンク事業を個別の団体に任せ切るのではなく、県社協や市町村社協を中心としたネットワークにより、生

活困窮者支援のその他の取り組みとも連携しながら、個別の団体の負担を軽減しつつ、必要な方に安定して食品を届ける体制を構築することを目指し、取り組みを進めているところ。

今後も、こうしたネットワークを強化することで、フードバンク事業が県全体として、さらに活発になるよう支援していきたい。

なお、当該団体の方にもお話を聞いて、支援のあり方を検討していきたい。

【坂本議員】 こども食堂の広がりに関心が高まっているが、潜在的なニーズは広範囲にあるのではないかと。

また、支援の際の「本当に困っている子どもや家庭にどうアプローチするか、頻度をどう上げるか」という認識について、併せて聞く。

【地域福祉部長】 潜在的なニーズは、食の面からのニーズや家庭、学校以外の居場所を求める子どもたちも多くいるのではないかと。地域の実情に応じて、子どもたちの居場所づくりを持続可能なものとしていかに進めていくか、県としての支援のあり方とともに検討しているところ。

個々の取り組みに対する支援や実施団体同士で情報交換などができるネットワークづくり、子ども食堂をより拡充していくための広報面での支援などについて、検討していく。

その際には、真に困っている子どもやその家庭を子ども食堂へ確実につなげる方法や、開催頻度を増やすことも検討し、対策を考えていく。

新図書館の開館に向けて 態勢の拡充を

【坂本議員】オーテピア高知図書館の基本構想・基本計画に加えて、拡充されたサービスも履行し、延長される開館時間に対応できる職員体制の強化を図られるべきだと考えるが、必要な図書館司書の採用、養成など開館に間に合わせることも含めてどう考えるか聞く。

【教育長】新図書館で実施するサービス等については、知の拠点としての新図書館サービス検討委員会などでの検討や、県と高知市による図書館サービス計画の策定作業を通じて、具体的な内容が固まってきたところ。

これまでも、基本構想や基本計画に示された地域を支える情報拠点などといった機能が果たされるよう、正職員の数を平成22年度の21名から26名にふやし、その中で司書の比率を高めるなど、体制の強化や専門性の向上等に取り組んできたが、具体的なサービス内容が固まってきたことを受けて、改めて、県・市で人身体制の検討をしている。

新図書館における人身体制について

では、県・市の職員を合わせトータルで考える必要がある、その上で、必要であれば、県として司書等の採用についても検討したいと考えている。年内には、大枠を取りまとめる予定。

住まいへの不安を抱えた県民 のための居住確保の支援策は

【坂本議員】空き家対策を移住希望者向けの住宅確保だけではなく、住まいへの不安を抱えた県民のための居住確保の支援策としても活用すべきではないか、所見を聞く。

【土木部長】県は、市町村が所有者から空き家を借り上げるなどし、公的住宅として再生・活用する費用の一部を補助する、空き家活用促進事業を平成26年度から実施している。

この事業を活用することで、良質で低廉な家賃の公的住宅を提供することなどが可能となり、移住希望者だけでなく、低所得者や子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対する居住支援にも資するものとなっている。今後は、市町村による空き家の実態調査を支援することにより、活用可能な空き家の掘り起こしを図るとともに、地域の実情に即した居住支援につながるよう、市町村に働きかけるなど、県民の住まいへの不安の解消に努めていく。

政務活動費の有効活用のために政務調査の 内容と議会質問への反映など効果の発信も

富山県議会をはじめ、全国の自治体議会でも、政務活動費の使い方として「こんなことがまだ行われていたのか」ということが横行し、有権者からの批判と不信を招いていることの報道が続いています。

自ら不正を認めたすべての事例に共通するのが、領収書の偽造だときられています。あの兵庫・野々村元県議が号泣不正で大騒ぎをされていた時期にも行われていたのですから、開いた口が塞がりません。

高知県議会でも、元自民党県議の不正使用で見直した際に、指摘されていた「使い切り意識」が、ここでも不正の温床になったことが指摘されています。

見直し議論の際に、事前支給ではなく、坂本議員が指摘していた清算請求に見直すことなども取り入れられたら「使い切り意識」も少しは改まるのではないかと考えられますが、そうならなかったことなどは残念です。

そして、「政務調査については、『領収書はあるから、不正はない』だけでなく、そのお金で何を調査し、議会にどう反映したかなどの詳細を明らかにすべき」との県民の声がある中、「議員個人の良識に任せる」対応ではなく、そのようなことにも応えられる仕組み作りも必要だと考えられます。

費用弁償の見直しは

これまでも、坂本議員が議会改革の課題として指摘し続けている、費用弁償についても、全国ではすでに9府県が支給無・交通費実費支給とされている中で、早急な実費弁償での支払いへと見直されることが求められています。

昨年12月4日付け朝日新聞によって「高知県議会は政務活動費について運用を4月に見直し、定額支給だった宿泊費を実費制に改めた。7月には全国の都道府県議会に先駆け、14年度分の領収書などの添付書類をホームページで公開した。一方、費用弁償の一律支給金は見直していない。」と報じられるなど、残念な状況です。

いずれ、批判の目にさらされる制度は、県民目線での見直しを自ら進めておくことこそが必要であると思われる。